

報第5号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓
(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.4	95.0
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)
[20.00]	[30.00]	[35.0]	

備考 ()内は早期健全化基準、[]内は財政再生基準である。

報第6号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月15日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓
(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
卸売市場事業特別会計	10.0	20.0
土地造成事業特別会計	95.1	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	